

酒 税

酒 類 製 造 免 許 取 消 申 請 書
(高 濃 度 エ タ ノ ール 製 品)

収受印		整理番号	※
令和 年 月 日	申 請 者	(住所) 〒 -	(電話)
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)	
酒類の製造免許の取消しを受けたいので、酒税法第17条第1項の規定により関係書類を添付して下記 のとおり申請します。			
記			
製造場の所在地及び 名 称			
免 許 年 月 日	令和 年 月 日	免 許 の 条 件 及 び 免 許 の 期 限	
製造を廃止しようとする 酒 類 の 品 目 又 は 酒 母 、 も ろ み の 別			
申 請 の 理 由	厚生労働省が臨時的・特例的な対応として定めた「高濃度エタノール製品」の取扱いを終 了するため。		
※ 調 査 事 項 等			
※ 税務署処理欄	入力年月日		担当者

酒類製造免許取消申請書の記載要領

- 1 酒類の製造の全部又は一部を廃止しようとする場合に使用してください。
- 2 関係書類として「酒類等の製造免許申請書類一覧表（CC1-5102-2）」により必要書類を添付してください。
- 3 免許の条件及び免許の期限欄については、次の例を参考に記載してください。
 - (1)原料アルコール等を使用してスピリッツに該当する「高濃度エタノール製品」を製造している場合
「厚生労働省が取扱いを定める『高濃度エタノール製品』を製造するため、原料用アルコールに物品を混和したもの及び原料用アルコールをしらかばの炭（しらかばの炭にその他の物品を混ぜたものを含む。）でこしたものに限る。」
 - (2)単式蒸留焼酎を再蒸留等してスピリッツに該当する「高濃度エタノール製品」を製造している場合
「厚生労働省が取扱いを定める『高濃度エタノール製品』を製造するため、単式蒸留焼酎（単式蒸留焼酎の原料用酒類を含む。）を単式蒸留機により蒸留した酒類に物品を混和したもの並びに単式蒸留焼酎（単式蒸留焼酎の原料用酒類を含む。）を単式蒸留機により蒸留した酒類をしらかばの炭（しらかばの炭にその他の物品を混ぜたものを含む。）でこしたものと及び単式蒸留焼酎（単式蒸留焼酎の原料用酒類を含む。）を単式蒸留機により蒸留する際発生するアルコールに他の物品を浸出させたものに限る。」
- 4 ※印欄は記載しないでください。